

消防予第317号

平成19年9月3日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課長

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考とされるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

【連絡先】

消防庁予防課

鳥枝、矢島、氏家

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

e-mail：h.yajima@soumu.go.jp

k.ujiie@soumu.go.jp

凡例

○ 消防法

(昭和23年法律第186号) 「法」

消防法施行令

(昭和36年政令第37号) 「政令」

○ 消防法施行規則

(昭和36年自治省令第6号) 「規則」

○ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件

(平成18年消防庁告示第18号) 「18号告示」

○ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件

(平成18年消防庁告示第19号) 「19号告示」

○ 自家発電設備の基準

(昭和48年消防庁告示第1号) 「1号告示」

1 点検関係

(点検時における補助的作業について)

問1 法第17条の3の3の規定に基づき、政令第36条第2項に掲げる防火対象物において点検を行う場合には、当該資格者に点検させることが必要であり、これ以外の者の作業としては補助的な内容(資機材の搬送、足場の固定等)に限られると解されるがどうか。

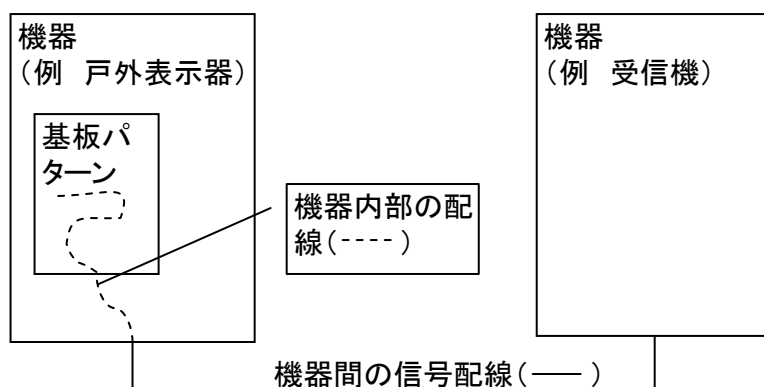
(答) お見込みのとおり。

2 「18号告示」関係

問2 共同住宅用受信機又は住棟受信機の主音響装置が、18号告示第3、九(三)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

問3 18号告示第3、四(三)に規定する信号回路の配線とは、機器の接続端子までの配線をいい、機器内の配線及び基板パターンは、含まれないと解してよいか。



(答) お見込みのとおり。

なお、この導通試験とは別に、機器内の配線及び基板パターンについても、当該機器としての導通を確認することが必要となることを念のため申し添える。

問4 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）の音声警報装置に代えて、共同住宅用自動火災報知設備と連動した政令第24条に基づく非常警報設備の放送設備を使用することは可能か。

（答）差し支えない。

3 「19号告示」関係

問5 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3、七（三）に適合するものである場合、当該住戸に設ける音声警報装置に該当するものとして解してよいか。

（答）お見込みのとおり。

問6 共同住宅用非常警報設備の起動装置による音響装置の鳴動方式について、円滑な避難誘導等を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を鳴動させる区分鳴動とし、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとの区分鳴動とすることとしてよいか。

（答）19号告示第4、一（二）の規定に基づき一斉鳴動もできる措置が講じられている場合は、お見込みのとおり。

4 その他

(自家発電設備について)

問7 1号告示第2、1(3)で常用電源が停電してから電圧確立及び投入までの所要時間は40秒以内であることとあるが、電力を常時供給する自家発電設備においては、停電時においても既に電圧確立状態となっているため、この場合は告示で定める所要時間(切り替え所要時間)は必要ないものと解釈してよいか。

(答) お見込みのとおり。

なお、電力を常時供給する自家発電設備は、常に電圧確立状態が維持されているため、停電(始動)から電圧確立までの時間(始動時間)を要さないものであり、常用・非常用兼用であっても、点検時以外で始動と停止を繰り返している自家発電設備はこれに含まれないものである。

(消防用設備等の表示灯について)

問8 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の表示灯に平面型の表示灯を設置してもよいか。

(答) 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備については、それぞれ規則の基準を満たせば、表示灯に平面型の表示灯を認めても差し支えない。